

慶弔見舞金規程

一般社団法人東京都トライアスロン連合

2023年1月9日制定

2023年1月9日施行

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京都トライアスロン連合（以下「法人」という。）理事・監事及び職員等（以下「職員等」という。）の慶弔並びに見舞金の支給に関する事項について定める。

(種類)

第2条 慶弔見舞金の種類は、次の通りとする。

- (1) 死亡弔慰金
- (2) 傷病見舞金
- (3) 災害見舞金

(届出)

第3条 慶弔見舞金は、職員等に該当事由があったときから概ね1ヵ月以内に、所定の届出書を会長に提出するものとする。

(慶弔の範囲および基準)

第4条 職員等が次の各号に該当するときは、慶弔金又は見舞金を支給するものとする。

(1) 死亡弔慰金

- ア) 職員等本人が死亡したとき30,000円、生花1基
- イ) 配偶者又は子が死亡したとき20,000円
- ウ) 実父母が死亡したとき10,000円

(2) 傷病見舞金

職員等1ヶ月を超える傷病の状況にあるとき10,000円

(3) 災害見舞金

職員等の住居が災害より相当の被害受けたとき10,000円

(4) 前各号のほか特に必要と認める事項については、理事会で協議し、決定するものとする。

(特例)

第5条 第4条にかかわらず、特に法人に貢献した職員等に対しては、慶弔金・見舞金を増額することができる。又、特に法人に貢献した委員、正会員に対して、慶弔金・見舞金を支給することができる。

2 前項に該当する者の扱いについては、その都度理事会で協議し、決定するものとする。

(時効)

第6条 本規程による請求権は、該当事由の発生した日の翌日から2年をもって時効とする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経なければならない。

付則

この規程は、理事会議決の日から施行し同日から適用する。

以上